

母子家庭高等職業訓練促進給付金

●対象者

- 次のすべての要件を満たすことが必要です。
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準であること。
 - ・2年以上の養成期間において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人であること。
 - ・就業、または育児と修業の両立が困難であると認められる人であること。

●対象資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、美容師

●支給額

訓練促進給付金

- (1) 市民税非課税世帯 月額141,000円
(2) (1)以外の人 月額 70,500円

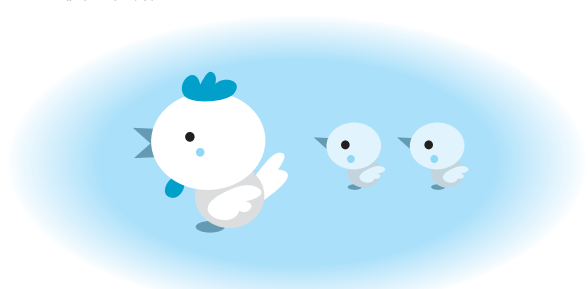
入学支援修了一時金

- (1) 市民税非課税世帯 50,000円
(2) (1)以外の人 25,000円

母子家庭の母が、専門的な資格を取得するため2年以上の修業が必要な場合、育児との両立を促し、生活費の負担を軽減するため支給されます。

●支給期間

1. 訓練促進費の支給対象になる期間は、修業する期間の2分の1に相当する期間を経過した日以降の残りの修業期間2分の1相当期間とし、18月を上限とします。ただし、平成24年3月31日までに修業している人については、修業期間に相当する全期間です。
2. 訓練促進費の支給は、月単位で支給します。(申請日の属する月から支給)
3. 入学支援修了一時金は、修了日を経過した日以後に支給します。



経済的な理由で出産のときに入院することが困難な場合、児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができます。

※利用施設や自己負担額などの詳細については、お問い合わせください。

妊産婦等助産施設等入所措置事業

●対象者

- ・保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない人

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159

地域ブランド推進室をご存じですか？

地域ブランド推進室は、市の物産振興、知名度向上を目指し、特産品やブランド化の推進を図っています。事業内容は、特産品地域ブランド推進協議会を設置し、市内事業者、農畜産業者の人たちと連携して市内で生産される農畜産物・加工品等のブランド認証制度や新品目の開発に取り組むことです。

今後は、アンケート調査や現地を訪問して情報収集し、ブランド化に向けた品目の選定を行なう予定です。

また、各種イベントへの参画も呼びかけていきます。推進室は西合志庁舎3階にありますので、お気軽にお立ち寄りください。

こちらから皆さんのもとへ訪問する際は、ご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先

商工振興課 地域ブランド推進室(西合志庁舎)
☎242-1270



高額医療・高額介護合算制度のご案内



平成20年3月までは、医療費・介護費のそれぞれの自己負担が高額になったときに負担軽減を図ってきましたが、同じ世帯で医療費と介護費の両方の自己負担が高額になると負担が重くなってしまいます。

そこで医療費・介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後も両方を合計した自己負担が高額となる場合に、新たに定められた自己負担限度額を超えた分が支給されます。

限度額は年額で計算されます

高額医療・高額介護合算制度は1年間の自己負担額を合算して年額で計算されます。計算期間は平成20年8月～平成21年7月(平成20年4月～7月分については経過措置)までの1年間です。

この期間内に自己負担した医療費と介護費(それぞれの自己負担限度額を超えて支給された額は除く)を合算します。ただし、食費・居住費や差額ベッド代は合算の対象とはなりません。

世帯ごとに計算されます

同じ世帯で医療費と介護費を支払い、次の自己負担限度額を超えた世帯が対象となります。ただし、自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合は支給されません。

所得区分	後期高齢者医療制度 ＋ 介護保険	被用者保険または 国民健康保険 ＋ 介護保険 〈70歳～74歳の人 がいる世帯〉	被用者保険または 国民健康保険 ＋ 介護保険 〈70歳未満の人が いる世帯〉
現役並み所得者	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者2	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得者1 (年収入80万円以下など)	19万円(25万円)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

※()内は経過措置(16カ月合算)の金額です。

※低所得者とは住民税非課税世帯です。

この制度の該当者には12月ごろにお知らせしますので、内容をご確認のうえ申請の手続きをお願いします。

問い合わせ先

高齢者支援課 高齢者保険班(西合志庁舎) ☎242-1109
健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎242-1183